



保険法施行後、普通傷害保険契約の約款に基づき死亡保険金の支払いを請求する場合における偶然性の主張立証責任

弁護士 山田 康裕

本保険法・判例研究会は、隔月に保険法に関する判例研究会を上智大学法学部で開催している。その研究会の成果を、本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法の解釈の発展に資することがその目的である。

したがって本判例評釈は、もっぱら学問的視点からの検討であり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会等の特定の団体や事業者の見解ではない。

上智大学法学部教授・弁護士 甘利 公人

名古屋地裁平成28年9月26日判決（判タ1436号162頁）平成25年（ワ）第3908号 保険金請求事件

1. 本件の争点

本件は、Y損害保険会社（被告）との間で、普通傷害保険契約（被保険者はX会社の代表者A）を締結していたX会社（原告）が、Aの運転する普通乗用自動車が出道走行中に車両ごと崖から転落し、Aが死亡したことを理由に、保険契約に基づく死亡保険金の支払等を求めた事案である。

争点は、事故の偶然性（①主張立証責任の解釈、及び②事実認定）であるが、本稿では、①主張立証責任の問題のみについて考察する¹⁾。

2. 事案の概要

(1) 保険契約の締結と約款の規定等

Xは、昭和54年7月1日、Yとの間で、被保険者をA（Xの代表者）、保険金受取人をX、死亡保険金額を1億円、保険期間を昭和54年7月1日から昭和55年6月30日まで（以降、毎年自動継続扱い）とする普通傷害保険契約を締結した（以下、「本件保険契約」という）。

本件保険契約における約款（以下、「本件約款」という）には、死亡保険金の給付事由として、「被保険者が日本国内または国外において就業中に急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」

（本件約款2条1項）を被り、「その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合」（本件約款6条1項）に死亡保険金を支払うとの定めがある。

また本件約款には、保険金を支払わない場合として、「保険契約者（保険契約者が法人である場合は、その取締役）または被保険者の故意又は重大な過失によって生じた傷害に対して保険金を支払いません」（本件約款3条1項1号）との定めがある。

なお、Yのご契約のしおりには、急激かつ偶然な外来の事故のうち、偶然とは、事故の発生原因または結果の一方または両方が被保険者に予知できない状態をいうと記載されている。

(2) 保険事故

Aは、平成23年10月9日頃、富山県内において、自家用普通乗用自動車（以下、「A車両」という）を運転して山道（進行方向左側の崖下に川が流れ、ダム湖がある。事故現場はスノーシェットの出口から次のスノーシェットの入口までの間の緩やかな右カーブ）を走行中、A車両ごと崖から転落し、脳挫傷により死亡した（現場の状況や事故態様等については、詳細な事実認定がなされている）。

3. 判旨（請求棄却）

平成22年4月1日施行の保険法において、新たに傷害疾病定額保険契約が規定され（同法2条9号）、被保険者等が故意等により給付事由を発生させたときには保険給付を行う責任を負わないと規定されたこと（同法80条）を指摘した上で、以下のように判示した。

① 「保険法では、損害保険契約については、『一定の偶然の事故によって生ずることのある損害』を

填補することを約するものと定めているが、傷害疾病定額保険については…『人の傷害疾病に基づき』一定の給付を行うものと定義するのみであるから、『人の傷害疾病』の意味内容は、当該傷害疾病定額保険契約の定めるところにより決定されることになる。したがって、『傷害』について、『急激かつ偶然な外来の事故による傷害』として、単なる傷害ではなく、限定を付して定義づける本件保険約款の定めは、保険法に反するものではない。

すなわち、被保険者の身体に傷害を生じさせる事故には様々な種類や程度のあることから、保険者がその担保範囲を明確にするため、保険約款において、急激性、偶然性及び外来性の3要件を充足する事故のみを保険事故たる傷害の原因事故として定めた上、それにより生ずる傷害のみを保険保護の対象とすることは、保険法の定め何ら反するものではないというべきであり、むしろ、偶然性の要件を要しない傷害保険もあり得るものの、一般的な傷害保険の本質は、急激かつ偶然の外来の事故の発生による人身傷害を担保するものであることからすれば、かかる解釈は当然のものと思われる。

② i 「そして、本件保険約款において、『傷害』について、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったものであることを保険金給付事由、すなわち、保険金請求権の成立要件として定めている以上、保険金請求者の側で、発生した事故が急激かつ偶然な外来の事故であることの主張立証責任を負うものと解するのが相当である」。

ii 「不正請求をできるだけ防止し、保険制度の健全性を維持するためにかような約款の定めをおくことにも相当の合理性があるともいえる」。

iii 「この場合、保険法80条1号は確認的な規定と解さざるを得ないが、同条同号は任意規定とされているから、直ちにこれに反するわけではない」。

③ 「さらに、…本件保険約款は、…平成13年4月20日最高裁第二小法廷判決（最高裁判所裁判集民事202号161頁）がなされた後の平成19年10月時点でも、保険金請求権の発生要件として急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った損害に対し、保険金を支払う旨を定めていたところであり（第1章1条）、…保険法制定の前後でも、この点の定めは、免責要件に重過失が付加されたほか

（第1章4条）、何ら改訂されていないことからすると、本件保険契約者間においても、保険法において一般的な傷害疾病定額保険契約における故意免責の規定（同法80条）が設けられたにもかかわらず、本件保険契約における『急激かつ偶然な外来の事故』による事故であることの主張立証責任について、変更する意図を有していなかったことが窺われる」。

④ 「そうすると、Aの死亡が、『急激かつ偶然な外来の事故』によるものであることは、Xにおいて主張立証すべきものといえる」。

4. 評釈（理由、結論ともに賛成）

(1) 偶然性（偶発性）の立証責任を巡る問題の所在

普通傷害保険契約の約款において、保険事故は、急激かつ「偶然」な外来の事故による身体傷害とされている。そして、傷害保険における「偶然」とは、保険契約一般に要求される「偶然」（保険契約成立当時における保険事故発生の不確定性。以下「偶然性（不確定性）」という）とは異なり、事故が発生した時点においてその事故が偶然であること（以下「偶然性（偶発性）」という）をいい、保険事故が被保険者の意思に基づかないこと、あるいは原因ないし結果の発生が被保険者の立場から見て予知できないことを意味し、「被保険者の故意によらないこと」と同意義であるとされてきた²⁾。

他方、傷害保険の種類の規定がなかった旧商法（平成20年法律第57号による改正前の商法をいう。以下同じ）の時代から、普通傷害保険契約の約款では、被保険者の「故意」によって傷害が生じた場合等を、保険金を支払わない場合として規定していた。

このような約款の規定ぶりを見ると、「故意によらないこと」が権利根拠規定とされ、同時に「故意によること」が権利障害規定とされているように思われるため、保険金請求者と保険者のどちらが、「偶発性・故意」の主張立証責任を負うのかが、解釈問題として生じた。

この問題について学説は、A1説：被保険者の故意によらないことの立証責任が保険金請求者に課されているとする見解、A2説：基本的にA1説の見解に立った上、保険金請求者の立証は一応の証明等で足りるとする見解、B説：被保険者の故意による傷害であることの立証責任が保険者に課されているとする見解（保険者負担説）に分かれて対立し³⁾、

かつては下級審裁判例も分かれていたところ⁴⁾、旧商法下の平成13年に、最高裁が、保険金請求者が偶然性（偶発性）の主張立証責任を負う旨（A説）を判示した（下記(2)参照）。

しかしその後、傷害保険以外の損害保険契約における被保険者等の故意の主張立証責任について最高裁の判断が相次いでなされ（下記(3)参照）、さらに、平成22年に施行された保険法では、傷害疾病定額保険契約の類型が定められ（同法2条9号）、被保険者等の故意等による場合の免責規定が置かれた（同法80条）ことから（下記(4)参照）、平成13年の最判の判例変更はありうるかという形で問題提起がなされ⁵⁾、「偶発性・故意」の立証責任の所在が再び問題となり、これについて判断したのが本件である。

(2) 13年最判

最判平13. 4. 20集民202. 161（以下「13年最判」という）⁶⁾は、普通傷害保険契約の被保険者が5階建ての建物から転落死したことを理由に死亡保険金請求がなされた事案において、i 保険金の支払事由は「急激かつ偶然な外来の事故」であるから「発生した事故が偶然な事故であることが保険金請求権の成立要件である」こと、ii 「そのように解さなければ、保険金の不正請求が容易となるおそれが増大する結果、保険制度の健全性を阻害し、ひいては誠実な保険加入者の利益を損なうおそれがある」こと⁷⁾を理由とし、iii 故意免責規定は保険金が支払われない場合の「確認的注意的」規定であり、立証責任を保険者に転換するものではないとして、保険金請求者に偶然性の主張立証責任があると判示した（亀山裁判官の補足意見がある）。

これについては、理由付けに合理性がない⁸⁾、立証責任について請求者の負担を考慮していない⁹⁾、などとの批判があった。

13年最判の後、傷害保険以外の損害保険においても偶然性の解釈が問題となり、相次いで最高裁の判断がなされた。

(3) その後の損害保険契約の偶然性の解釈をめぐる最判

① 16年最判と18年最判

最判平16. 12. 13民集58. 9. 2419（以下「16年最判」という）は、店舗総合保険契約の約款に「火災によって保険の目的について生じた損害」につ

いて損害保険金を支払う旨が規定されている（約款に「偶然」という文言が含まれない）火災保険金請求事案において、旧商法665条、641条は、火災による甚大な損害の速やかなてん補が必要なこと、及び火災被害者による立証が困難であることから、保険金請求者は、火災の発生によって損害を被ったことのみを立証すればよいとしており、法の趣旨と約款の規定に照らせば、約款は、火災の発生により損害が生じたことを火災保険金請求権の成立要件とし、同損害が保険契約者等の故意等によることを免責事由としたものであると判断した。

最判平18. 6. 1民集60. 5. 1887（以下「18年最判」という）は、自動車車両保険契約の約款に「衝突、接触…その他偶然な事故によって…自動車…に生じた損害」について損害保険金を支払う旨が規定されている（例示に続いて「偶然」という文言がある）自動車水没事故による保険金請求事案において、旧商法629条の「偶然」は、偶然性（不確定性）をいうものであり、約款の「偶然」という条項は、旧「商法629条にいう『偶然ナル一定ノ事故』を本件保険契約に即して規定したもの」であって、偶然性（偶発性）をいうものと解することはできないと判断した¹⁰⁾。

以上を見ると、16年最判と18年最判は、いずれも約款の権利根拠規定に偶然性（偶発性）の意味が含まれないと解釈されることから、故意によることが免責規定であって保険者が立証責任を負うとしたものであり¹¹⁾、偶然性が非故意性を意味し、「偶発性・故意」が権利根拠規定であると同時に権利障害規定であるように思われる、という傷害保険の状況とは異なる。ゆえに、16年最判と18年最判によって13年最判が変更されたとは解されない。

② 19年最判

最判平19. 4. 17民集61. 3. 1026（以下「19年最判」という）は、自動車保険の約款に「衝突、接触…その他偶然な事故」によって被保険自動車に生じた損害及び「被保険自動車の盗難」による損害に対して保険金を支払う旨（条項1）と、保険契約者等の故意により生じた損害に対しては保険金を支払わない旨（条項2）の規定がある、盗難を原因とする保険金請求事案について、旧商法629

条の「偶然」と約款の規定を18年最判と同様に解した上、「被保険自動車の盗難」についても他の保険事故と同じく条項2が適用されるのであるから、『被保険自動車の盗難』が他の保険事故と区別して記載されているのは、本件約款が保険事故として『被保険自動車の盗難』を含むものであることを保険契約者や被保険者に対して明確にするため¹²⁾で、「保険事故の発生や免責事由について他の保険事故と異なる主張立証責任を定めたものと解することはできない」とし、一般に盗難とは、**①占有者の意思に反する****②第三者による財物の占有の移転であるが、①占有者の意思に反することについて、保険金請求者は主張立証責任を負わないとした。**

一般には盗難の意義に、**①「占有者の意思に反する」という非故意性が含まれることから、19年最判では、13年最判の傷害保険と同様に「非故意・故意」の主張立証責任の所在が問題となるようにも思われる¹²⁾。**

しかし、法令の解釈に当たって、当該規定の当該法令上の位置づけとしての体系的な調和をはかることは重要であるところ（体系的解釈）¹³⁾、約款上の同格・同列の権利根拠規定である「偶然な事故」に偶然性（偶発性）の意味が含まれないこととの調和から、「盗難」についても「故意によらないこと」という意味は含まれない（保険金請求者にその主張立証責任を負わせる意図はない）と解される19年最判と、「急激」「外来」¹⁴⁾と同格・同列に規定され、体系における重要性も同様と解されることから、3要件セット¹⁵⁾の保険金請求権の成立要件という「特異な性格」¹⁶⁾が与えられたと解される、非故意性を意味する傷害保険の偶然性（偶発性）についての13年最判は、結論が異なるべきことになる¹⁷⁾。したがって、19年最判によって13年最判が変更されたとは解されない。

(4) 保険法の制定について

① 定義規定

このような状況下、平成22年に施行された保険法は、新しく「傷害疾病定額保険契約」についての定義規定を設けた（2条9号）。

しかし、保険法成立により約款規定の偶然性という用語の意味内容が変わったと解釈する根拠は見当たらないので¹⁸⁾、約款における「偶然」は、

保険法制定後においても、非故意性、すなわち偶然性（偶発性）を意味することに変わりはないと思われる。

また、「人の傷害疾病」を保険事故とする定義規定を客観的に見れば、保険法の傷害は「急激」「偶然」「外来」の事故による傷害に限定しないものとして定められたと解される¹⁹⁾。とすれば、傷害を「急激」「偶然」「外来」の事故によるものに限定する約款の「特異な性格」は、「保険法の定義を約款で限定するもの」という位置付けとして、保険法制定後も、約款解釈上無視しえない重要性を持ち続けることになると思われる。

② 免責規定

保険法80条1～3号は、傷害疾病定額保険について、被保険者等の故意等の場合の免責事由を規定した。この免責事由が規定されたことにより、13年最判が変更されたと思われる²⁰⁾。

しかし、この故意免責規定は任意規定と解するのが一般であり²¹⁾、任意規定とする趣旨は、どのような場合に保険金を支払い、また支払わないこととするかは、保険商品の設計の問題であって、自由であるべきだからだと解される²²⁾。実体法的に「どのような場合に保険金を支払うか」という問題は、訴訟法的に「どのような事実を保険金請求者が主張立証した場合に保険金を支払うか」という問題と表裏の関係にあるので、免責規定を任意規定と解する限り、趣旨から保険商品設計の一部である主張立証責任の設計も自由と解され、「故意免責規定の主張立証責任を保険者が負うことだけは強行規定である」という解釈はできないと思われる²³⁾。

以上から、保険商品設計の自由の行使として、保険法の定める「傷害」を「急激」「偶然」「外来」の事故によるものに限定し、偶然性（偶発性）を本質に含めた傷害保険の「特異な性格」は、保険法施行後においても、約款解釈上無視しえない重要性を持ち続けることになると思われ、保険法において故意免責規定が制定されたことを踏まえてもなお、13年最判は維持されると考える²⁴⁾。

(5) 本判決についての評価

本判決は、主張立証責任につき、上記3①において、保険法上の定義である「傷害」を「急激」「偶然」

「外来」の事故によるものに限定することは、本質的なもので保険法に反するものではないことを述べ、同② i ii iiiにおいて概ね13年最判の理由付けを踏襲し、同③において、保険法制定前後を通じて保険契約者間で主張立証責任を変更する意図がないことを理由として、保険金請求者が偶然性の立証責任を負うとしている。この①と③の理由は、傷害を「急激」「偶然」「外来」の事故による傷害に限定する約款規定の特異性と、その規定（に基づく当事者の意思）が保険法制定前後で変わらないことに着目しており、本稿で述べた通り正当であると考える。

以上

- 1) ②偶然性の事実認定について、志田原信三ほか「保険金請求訴訟をめぐる諸問題（上）」判タ1397号15頁（2014）、大阪民事実務研究会編『保険金請求訴訟の研究』判タ臨増1161号28頁以下（2004）、大阪地方裁判所金融・証券関係訴訟等研究会「保険金請求訴訟について」判タ1124号37頁以下（2003）、志田原信三・最高裁判例解説民事篇平成13年度（上）（以下「13年最判解」という）468頁等を参照。
- 2) 13年最判解453頁、甘利公人ほか・ポイントレクチャー保険法〔第2版〕261頁（2017・有斐閣）、塩崎勤ほか編・専門訴訟講座③保険関係訴訟194頁以下〔潘阿憲〕（2009・民事法研究会）。なお、「偶然性（不確定性）」「偶然性（偶発性）」という呼称につき太田晃詳・最高裁判例解説民事篇平成18年度（下）（以下「18年最判解」という）668頁。
- 3) 13年最判解460頁以下、山下友信ほか編・保険法解説—生命保険・傷害疾病定額保険441頁以下〔潘阿憲〕（2010・有斐閣）。
- 4) 13年最判解454頁以下、塩崎ほか編・前掲注2）203～204頁参照。
- 5) 山下友信「保険法と判例法理への影響」自由と正義60巻1号25頁（2009）、甘利ほか・前掲注2）264頁、佐野誠「新保険法における傷害保険約款規定」生命保険論集第166号6、7頁（2009）など。
- 6) 生命保険契約の災害割増特約について同旨の同日付最判（民集55. 3. 682）も参照。13年最判解442頁以下、甘利公人「傷害保険契約における偶然性の立証責任」判例時報518号197頁以下（2002）など参照。
- 7) 13年最判解466頁、松並重雄・最高裁判例解説民事篇平成16年度（下）（以下「16年最判解」という）782、783頁、18年最判解675頁参照。
- 8) 落合誠一監修・編著『保険法コンメンタール』152頁〔山

下典孝〕（2009・財団法人損害保険事業総合研究所）。

- 9) 甘利・前掲注6）200、201頁。13年最判の各説の評価について山本哲生「保険事故の偶然性について」生命保険論集160号18～19頁（2007）の注21及び注23、佐野・前掲注5）14頁注19参照。
- 10) その後、最判平18. 9. 14集民221. 185は、テナント総合保険普通保険約款に「すべての偶然な事故」によって生じた損害に対して保険金を支払うと規定がある（例示なく「すべての偶然な事故」との規定がある）火災保険金請求事案において、18年最判を引用し、「偶然」を偶然性（不明確性）と解した。
- 11) 佐野・前掲注5）5頁。
- 12) 佐野・前掲注5）5頁。
- 13) 長谷川彰一・改訂 法令解釈の基礎445頁（2008・ぎょうせい）。
- 14) 最判平19. 7. 6 民集61. 5. 1955は、外来の事故の解釈として、請求者が、外部からの作用による事故と被共済者の傷害との間に相当因果関係があることを主張立証する責任を負うとしている。
- 15) 18年最判解675頁。
- 16) 13年最判解465頁。
- 17) 13年最判解464頁以下。他方、対比として高橋讓・最高裁判例解説民事篇平成19年度（上）335頁以下も参照。
- 18) 佐野・前掲注5）8頁。反対：土岐孝宏「傷害保険契約における偶然性の立証責任分配に関する将来展望——法制審議会保険法部会・保険法の見直しに関する中間試案を踏まえて——」損害保険研究69巻4号38頁以下。
- 19) 佐野・前掲注5）7頁、山下ほか編・前掲注3）444頁。
- 20) 山下・前掲注5）34頁、土岐前掲注18）34頁以下参照。なお保険法の立法過程について神谷高保「保険事故の偶発性の立証責任（二・完）」民商法雑誌140巻2号176頁以下、山下ほか編・前掲注3）445頁も参照。
- 21) 萩本修編・一問一答 保険法194頁（2009・商事法務）、山下ほか編・前掲注3）428頁。なお、片面的強行法規であるかを検討するものとして土岐前掲注18）34頁。
- 22) 萩本編・前掲注21）194、120、121頁参照。
- 23) 反対：船越隆司「実定法秩序と証明責任（36・完）」判時1546号153頁（1996）、岡田豊基「傷害保険契約における偶然性の立証責任」損保研究65巻1＝2号355頁（2003）。
- 24) 山下ほか編・前掲注3）445～449頁も参照。